

# 学校法人東京工芸大学における個人情報保護に関する基本方針

平成17年2月22日

理事長裁定

2017年7月11日

理事長裁定

この基本方針は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)に基づき、学校法人東京工芸大学及び法人が設置する東京工芸大学(以下「本学」という。)の保有する個人情報の適切な管理のために講すべき措置として、最小限のものを示すものである。

## 1. 個人情報保護規程の策定

個人情報の保護に関する法律、個人情報の保護に関する法律施行令、個人情報の保護に関する法律施行規則及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン等個人情報の保護に関する法令を遵守し、個人情報の適正な取扱いを実践するため、個人情報の保護に関する規程を制定する。

## 2. 個人情報の利用

- ① 個人情報を取得する際には、利用目的をあらかじめ本人に明示するものとする。
- ② 本学は個人情報について通知又は公表した利用目的の範囲内で利用するものとする。

## 3. 個人情報保護の学内体制

- ① 大学に個人情報総括管理者、個人情報管理者及び個人情報保護担当者を置く。
- ② 個人情報管理者は、それぞれが所管する範囲における個人情報保護の実現に努める。
- ③ 個人情報の保護を目的とした個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)を置く。

## 4. 本学の責務

- (1) 本学は、個人の基本的人権を尊重し、個人情報の保護を図るために、本学は、個人情報を提供する者へ個人情報の利用目的を周知、及び情報の公開を行うものとする。また、雇用する教職員に対し、規則等の遵守を徹底し、学生に対しても個人情報保護に関する啓蒙を行い、必要かつ適切に監督するものとする。
- (2) 本学に在籍する教職員及び学生は、個人情報保護に努めなければならない。個人情報を収集目的以外に流用、第三者に漏洩、又は流失させた場合は、教職員にあっては就業規則に基づき、学生にあっては学則に基づき処分するものとする。
- (3) 本学に在籍していた教職員及び学生等は、知り得た個人情報を第三者に漏洩又は流失してはならない。漏洩又は流失により、本学に損害を与えた場合は、しかるべき措置を講ずるものとする。

## **5. 個人情報の適正取得**

個人情報は、大学の教育研究、学生指導、入学者選抜、管理運営等の業務に必要な範囲に限って収集するものとし、個人情報は、本人から適正かつ公正な手段によって収集しなければならない。

## **6. 利用及び提供の制限**

個人情報を収集した目的以外のために利用又は提供してはならない。

## **7. 個人情報の適正管理**

個人情報管理者は、個人情報の安全保護及び正確性の維持のため、「個人情報の紛失、毀損、破壊、その他の事故の防止」「個人情報の改ざん及び漏洩の防止」「個人情報の正確性及び最新性の維持」「不要となった個人情報の破棄又は消去」等の適正な措置を講じなければならない。

## **8. 個人情報を使用する業務の委託等**

大学は、外部に個人情報を使用する業務を委託する場合は、委託業者との間で個人情報の保護に関する覚え書きを締結するなど、その他法令上必要な措置を講じるものとする。また、大学は委託業者に対し適切な監督を行うものとする。